

ひとり親家庭の養育費・親子交流相談

離婚や別居に伴う子どものための養育費のこと、離れて暮らす親との親子交流について、専門相談員が相談に応じます。



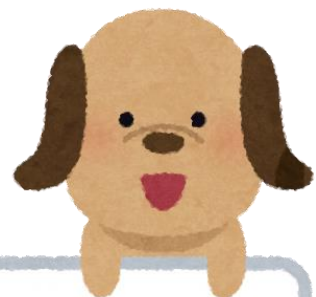
相談日 毎月第3木曜日
ただし、第3木曜日が祝日の場合は第2木曜日
時間 13時～16時（1回60分・1日3組まで）
相談員 元家庭裁判所調査官・家庭問題の専門相談員等
申し込み 子育て給付課 予約：06-6384-1471
（平日9時～17時30分）



令和7年度 相談日（予定） （令和7年4月～令和8年3月）

相談日		時間	場所
4月17日	10月16日	13時から16時 1組60分	(受付場所) 子育て給付課 218番窓口 (相談場所) 市民総務室相談室
5月15日	11月20日		
6月19日	12月18日		
7月17日	1月15日		
8月21日	2月19日		
9月18日	3月19日		

こんな悩みをお持ちの方はご相談ください



養育費の相場はいくらくらい？
養育費をもらうために、どう手続きを進めればいい？
養育費を取り決めてないけど、今からでも請求できる？
親子交流（面会交流）ってしないといけない？